

様式 1

事業報告書
(自 令和6年8月1日至 令和7年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団 刈羽診療所

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽3968番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成元年6月20日

(4) 設立登記年月日 平成元年6月29日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	佐藤 明人	
理 事	佐藤 一明	刈羽診療所かりわ消化器内科クリニック 管理者
同	佐藤 園子	
同	佐藤 直子	
同	佐藤 日向子	
監 事	長竹 芙美	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)



種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	刈羽診療所 かりわ消化器 内科クリニック	1516010285	新潟県刈羽郡刈羽村 大字刈羽 3968 番地	一般病床 0 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年9月22日

令和6年度決算の決定

令和7年7月31日

令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

法人名 医療法人社団刈羽診療所

※医療法人整理番号 180

所在地 新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽3968番地

貸借対照表
令和7年7月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	51,198	I 流動負債	5,317
現金及び預金	33,348	支払手形	
事業未収金	16,247	買掛金	474
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	222	未払金	2,529
前渡金		未払費用	
前払費用	193	未払法人税等	1,415
その他の流動資産	1,188	未払消費税等	897
		前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産	6,864	医療機関債	
建物	113	長期借入金	
構築物		繰延税金負債	
医療用器械備品		その他引当金	
その他の器械備品	832	その他の固定負債	
車両及び船舶	5,187		
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	732		
		負債合計	5,317
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	504	I 基金	2,000
借地権		II 積立金	112,634
ソフトウェア	504	代替基金	
その他の無形固定資産		繰越利益積立金	112,634
		その他積立金	
3 その他の資産	61,384	III 評価・換算差額等	
有価証券	600	その他有価証券評価差額金	
保有医療機関債		繰延ヘッジ損益	
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用	40,690		
繰延税金資産			
その他の固定資産	20,094		
		純資産合計	114,634
資産合計		負債・純資産合計	119,951

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人社団刈羽診療所
所在地 新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽3968番地

医療法人番号	180
--------	-----

損 益 計 算 書
自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			124,912
2 事業費用			
(1) 事業費	120,632		
(2) 本部費			120,632
本来業務事業利益			4,280
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業利益			4,280
II 事業外収益			
受取利息			
その他の事業外収益	3,063		3,063
III 事業外費用			
支払利息			
その他の事業外費用			0
経常利益			7,343
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益	1,371		1,371
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失			0
税引前当期純利益			8,714
法人税・住民税及び事業税	1,656		
法人税等調整額			1,656
当期純利益			7,058

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

様式 2

法人名	医療法人社団刈羽診療所	※医療法人整理番号	180
所在地	新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽3968番地		

財 産 目 録
(令和 7年 7月 31日現在)

1. 資 産 額	119,951 千円
2. 負 債 額	5,317 千円
3. 純 資 産 額	114,634 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	51,198
B 固 定 資 産	68,753
C 資 産 合 計 (A + B)	119,951
D 負 債 合 計	5,317
E 純 資 産 (C - D)	114,634

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団刈羽診療所

※医療法人整理番号 180

所在地 新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽3968番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 刈羽診療所
理事長 佐藤 明人 殿

私（注1）は、医療法人社団刈羽診療所の令和7年会計年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和7年 9月 9日
医療法人社団 刈羽診療所
監事 長竹 芙美

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。